

## 平成十年農林水産省令第二十五号

## 漁業協同組合合併促進法施行規則

漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、漁業協同組合合併促進法施行規則を次のように定める。

（都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定の申請）

第一条 漁業協同組合合併促進法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所所在地
- 三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 五 法第十条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 六 法第十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（名称等の変更の届出）

第二条 法第九条第三項の規定による届出をしようとする同条第一項に規定する都道府県漁業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

第三条 推進法人は、法第十一条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 前事業年度の予定貸借対照表
- 四 当該事業年度の予定貸借対照表
- 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類
- 六 前項第一号の事業計画書には、法第十条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。
- 七 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

（事業計画等の変更の認可の申請）

第四条 推進法人は、法第十一条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可の申請を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第五条 推進法人は、法第十一条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出をしようとするときは、毎事業年度終了後三月以内しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一十七年三月七日農林水産省令第一八号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成二〇年一月二八日農林水産省令第七三号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。